

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和7年 8月29日

群馬県知事 あて

主たる事務所 群馬県太田市飯田町
所在地 985番地
名称 医療法人 城南
理事長 渡邊 直

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

- 注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。
- 2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人城南会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 群馬県太田市飯田町 9 8 5 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 1 5 年 1 0 月 1 4 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				

診療所	渡辺クリニック	1012510549	群馬県太田市飯田町985番地	0床
介護老人保健施設				
介護医療院				

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年8月21日 令和5年度決算の決定
令和7年6月30日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 城南会

※医療法人整理番号 00650

所在地 群馬県太田市飯田町 9 8 5 番地

財 産 目 録
(令和 7 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	75,036 千円
2. 負 債 額	26,920 千円
3. 純 資 産 額	48,116 千円

(内 訳)	(単位 : 千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,331
B 固 定 資 産	65,705
C 資 産 合 計 (A + B)	75,036
D 負 債 合 計	26,920
E 純 資 産 (C - D)	48,116

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 ☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

建 物 ☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

様式 3 - 2

法人名 医療法人 城南会
所在地 群馬県太田市飯田町 9 8 5 番地

※医療法人整理番号 0 0 6 5 0

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 6 月 3 0 日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	9,331	I 流 動 負 債	1,459
II 固 定 資 産	65,705	II 固 定 負 債	25,461
1 有 形 固 定 資 産	36,030		
2 無 形 固 定 資 産	2,064	負 債 合 計	26,920
3 そ の 他 の 資 産	27,611	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	38,116
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	48,116
資 産 合 計	75,036	負 債 ・ 純 資 産 合 計	75,036

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 城南会
所在地 群馬県太田市飯田町9 8 5 番地

※医療法人整理番号	0	0	6	5	0
-----------	---	---	---	---	---

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	62,185
2 事業費用	68,789
本来業務事業損失	6,604
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	6,604
II 事業外収益	750
III 事業外費用	45
経常損失	5,899
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	5,899
法人税等	81
当期純損失	5,980

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人城南会

理事長 渡邊 直文 殿

私（注１）は、医療法人城南会の令和６年会計年度（令和６年７月１日から令和７年６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年８月２０日



（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

様式5

法人名 医療法人 城南会
所在地 群馬県太田市飯田町985番地

※医療法人整理番号 0 0 6 5 0

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)